

WEBサイト制作業務委託契約書

汎用版 v1.0 (2026年8月13日 制定)

More Green 福田友樹（以下「甲」という）と、甲のWEB制作&運用サービスをお申し込みいただいたお客さま（以下「乙」という）は、WEBサイト制作業務について、以下のとおり契約する。乙の氏名・名称および委託内容は、甲が乙に交付する御見積書、および乙による申込手続き（同意の記録）により特定される。

第1条（目的）

乙は甲に対し、乙の事業に係るWEBサイト制作業務（以下「本業務」という）を委託し、甲はこれを受託する。

第2条（業務の範囲）

- 本業務の範囲は、甲が乙に交付する御見積書に記載のとおりとする。御見積書は本契約の一部を構成する。
- 本契約、御見積書、および甲のWEBサイト上の記載の内容が異なる場合は、本契約、御見積書、WEBサイト上の記載の順に優先して適用する。

第3条（業務に含まれないもの）

次の各号は本業務に含まれず、必要となる場合は別途見積りのうえ、甲乙合意により実施する。

- 本サイト公開後の運用・保守・管理・更新代行（別途「伴走型WEBコンサルティング」にて承る）
- ページの追加および機能の追加
- 第4条に定める確定後の変更
- 写真撮影、ロゴ制作、原稿の全文代筆
- 有料テーマ・有料プラグイン等の第三者製品の費用
- ドメイン・サーバー・予約・決済等の第三者サービスの利用料

第4条（修正回数および確定）

- デザインおよび原稿の修正は、御見積書に記載の回数までを本業務に含む。
- 「確定」とは、甲が乙に対して行う確認依頼に対し、乙が承諾の意思表示（電子メール、メッセージ等の電磁的方法を含む）を行った時点をいう。
- 確定後の変更、および前項の回数を超える修正は、別途見積りのうえ有償とする。

第5条（納期）

- 納期の目安は、御見積書に記載のとおりとする（プランに応じ、ヒアリング完了から約30～60日）。個別の公開目標日は御見積書に記載する。
- 乙の確認、素材（写真・原稿等）の提供、または第三者サービスの手続きが遅延した場合、納期および公開目標日は当該遅延日数と同期間、後ろに延伸する。この場合、甲は責任を負わない。
- 天災、通信障害、疾病その他甲乙いずれの責めにも帰さない事由により遅延した場合も前項と同様とする。

WEBサイト制作業務委託契約書（続き）

汎用版 v1.0 2 / 4

第6条（委託料および支払）

- 本業務の委託料は、御見積書に記載の金額（税込）とする。
- 支払方法は、銀行振込またはクレジットカード決済（Stripe）とする。分割によるお支払いの場合、回数・各回の金額・支払期日は請求書に記載のとおりとする。
- 分割に伴い決済事業者の手数料が発生する場合、その負担は御見積書に記載のとおりとする。
- 振込手数料は乙の負担とする。
- 乙が支払を遅滞した場合、甲は納品物の引渡しおよび公開作業を留保することができる。

第7条（実費および名義）

ドメイン、レンタルサーバー、予約・決済サービスの契約は乙の名義で行い、その費用は乙の負担とする。甲は手続きの支援を行う。

第8条（検収）

- 甲は本業務の完了時、乙に対し完了の通知を行う。
- 乙は通知後7日以内に検収を行い、結果を通知する。期間内に通知がない場合、検収は完了したものとみなす。
- 検収完了後に発見された甲の責めに帰すべき不具合は、公開日から14日間、無償で修正する。

第9条（著作権等）

- 本業務により作成された成果物の著作権（著作権法第27条・第28条の権利を含む）は、委託料の完済をもって甲から乙へ移転する。
- ただし、甲が従前から有していた汎用的なプログラム、デザイン部品、ノウハウ、および第三者が権利を有する素材については移転せず、乙は本サイトの範囲内で使用できる。
- 乙は、乙が提供する素材（写真・原稿等）について、第三者の権利を侵害しないことを保証する。

第10条（制作実績としての公開）

甲は、本サイトを甲の制作実績として、甲のWEBサイト、クラウドソーシングのポートフォリオ、SNS、ブログ等に掲載することができる。ただし、乙が非公開を希望する情報（金額の詳細等）は掲載しない。

☐ 掲載に同意する ☐ 同意しない （乙が選択）

WEBサイト制作業務委託契約書（続き）

汎用版 v1.0 3 / 4

第11条（乙の協力義務）

乙は、本業務の遂行に必要な素材、情報、確認、および第三者サービスの手続きについて、甲の求めに応じて速やかに協力する。

第12条（第三者サービスに関する免責）

サーバー、ドメイン、予約・決済サービス、外部プラグイン等の第三者サービスの障害、仕様変更、サービス終了に起因する不具合・損害について、甲は責任を負わない。

第13条（表示に関する責任）

1. 甲は、医薬品医療機器等法（薬機法）、景品表示法その他の法令に照らし、表現に関する助言を行う。
2. ただし、掲載する内容の最終的な決定および責任は乙が負う。乙は、効能・効果を保証する表現、体験談による誤認を招く表現を行わないよう努める。

第14条（秘密保持）

甲および乙は、本契約に関して知り得た相手方の営業上・技術上の秘密を、相手方の事前の承諾なく第三者に開示しない。本条は本契約終了後も3年間存続する。

第15条（個人情報）

1. 甲は、本業務の遂行のため乙から預託された個人情報を、本業務の目的の範囲内でのみ取り扱う。
2. 乙が本サイトを通じて取得する情報のうち、健康状態、病歴その他「要配慮個人情報」に該当し得るものについては、乙は取得目的を明示し、本人の同意を得て取得するものとする。甲はその仕組み（同意欄・プライバシーポリシー）の実装を支援する。

第16条（損害賠償）

甲が乙に対して負う損害賠償の額は、本契約の委託料相当額を上限とする。ただし、甲の故意または重大な過失による場合を除く。

WEBサイト制作業務委託契約書（続き）

汎用版 v1.0 4 / 4

第17条（解除）

甲または乙は、相手方が本契約に違反し、相当期間を定めた催告後も是正されない場合、本契約を解除できる。

第18条（中途解約）

乙が自己の都合により本契約を解約する場合、甲が既に実施した業務の出来高に相当する額を精算し、既払金のうち出来高相当額は返金しない。

第19条（反社会的勢力の排除）

甲および乙は、自己が反社会的勢力に該当せず、また関与しないことを表明・保証する。違反した場合、相手方は直ちに本契約を解除できる。

第20条（協議・管轄）

本契約に定めのない事項、または解釈に疑義が生じた事項は、甲乙誠実に協議して解決する。協議が調わない場合の管轄は横浜地方裁判所とする。

第21条（電磁的方法による締結）

- 本契約は、書面の押印によらず、電磁的方法（WEB上の同意ボタンの押下、電子メールによる承諾の意思表示、電子署名等）によって成立することを甲乙確認する。
- 甲は、乙が同意した日時、同意の対象となった本契約書の版、および乙の入力情報を記録・保存する。乙はその記録をもって同意の事実を確認することに同意する。
- 乙は、本契約書のPDFをいつでもダウンロードできる。
- 本契約の成立日は、乙が申込手続きにおいて同意の意思表示を行った日とする。甲は当該日時を記録・保存する。

本契約の成立日：乙が申込手続きにおいて同意の意思表示を行った日（甲が記録・保存いたします）

甲（受託者）

More Green 福田 友樹

所在地：【神奈川県横浜市旭区二俣川】

※ 詳細な所在地・電話番号は、ご請求により遅滞なく開示いたします

info@moregreen-lab.com

乙（委託者）

（お名前）

所在地：【 】

メールアドレス：【 】

※ 本契約は電磁的方法によって成立します（第21条）。ご返信またはWEB上の同意をもって、ご署名・ご捺印に代えさせていただきます。日付欄は設けておりません（成立日は上記のとおり同意の記録により特定されます）。